

## 報告第2号

### 専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

平成30年9月3日提出

亀岡市長 桂川孝裕

専決第9号

専 決 処 分 書

平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）  
を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成30年7月5日

亀岡市長 桂 川 孝 裕

平成 3 0 年 度

亀岡市地域下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成30年度亀岡市地域下水道事業特別会計  
補正予算（第1号）

平成30年度亀岡市の地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ

15,166千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ794,566千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表地方債補正」による。

平成30年7月5日専決

亀岡市長 桂川孝裕

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
4 府支出金		千円 0	千円 7,500	千円 7,500
	4 府補助金	0	7,500	7,500
7 繰越金		1,000	166	1,166
	1 繰越金	1,000	166	1,166
9 市債		142,100	7,500	149,600
	1 市債	142,100	7,500	149,600
歳入合計		779,400	15,166	794,566

2 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 管理費		千円 176,694	千円 15,166	千円 191,860
	1 施設管理費	176,454	15,166	191,620
歳出合計		779,400	15,166	794,566

## 第2表 地方債補正

変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法	限 度 額	起債の方法	利率	償還の方法
農業集落排水事業	千円 137,800  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 145,300  (ただし、発行価格が額面金額を下まわるときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額)	(1)普通貸借 (2)証券発行 (3)本債にかわる短期債を起すことができる。	(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
計	142,100				149,600			